

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の4第4項
処 分 概 要：放置違反金の納付命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第51条の4第1項及び第3項</p> <p>道路交通法第114条（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>道路交通法施行令第44条（権限の委任）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>第51条の4第3項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合（同条第4項ただし書に規定する場合を除く。）は、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責めに帰することが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることとする。</p>
<p>問 合 せ 先：</p> <p>北海道警察本部交通指導課駐車対策センター（電話011-251-0110）</p> <p>各方面本部交通課企画・指導係</p> <p style="padding-left: 200px;">（函館方面の場合（電話0138-31-0110））</p> <p style="padding-left: 200px;">（旭川方面の場合（電話0166-35-0110））</p> <p style="padding-left: 200px;">（釧路方面の場合（電話0154-25-0110））</p> <p style="padding-left: 200px;">（北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備 考：